

議案第 2 号

五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部改正について

五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年 3月 1日提出

五ヶ瀬町長 原田 俊平

平成 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小笠 まゆみ

五ヶ瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町個人情報保護条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（適用除外）

- 3 当分の間、第55条の2から第55条の16の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。